

「東京都子供・子育て支援事業支援計画(仮称)」素案に対する主な御意見と計画の考え方

計画素案に対し、東京都子供・子育て会議第8回計画策定・推進部会(平成27年2月10日開催)及びパブリックコメント(平成27年2月12日～25日)において、以下のとおり御意見をいただきました。
 計画の取りまとめに当たっては、寄せられた意見を十分参考とさせていただきます。
 また、個別事業の進め方に関する意見については、今後、計画を推進するに際しての参考とさせていただきます。

第1章 計画の目指すもの

計画策定・推進部会(第8回)

事項	御意見(要旨)	計画の考え方
1 全般	第1章に、「子供の最善の利益が実現される社会を目指す」という文言を明記していただきたい。	理念 を「社会の一員として自立する」に修正するとともに、その説明の中に、「子供の最善の利益が実現される社会を目指す」ことを明記しました。 目標1や4において、虐待の未然防止や早期発見・対応に向けた具体的な取組を盛り込んでいます。
2 理念	「次代を担う社会人として」という言葉が出てくるが、「社会の一員として」ではないか。ひとり立ちして社会で生きる者が社会人と読み取れるが、社会全体で子供を育てるという理念と一致しないのではないか。	
3 理念	子供自身がきちんと育ちが保障されるように、シンプルに子供自身に焦点を当ててほしい。	
4 視点	視点は、これまでの要保護児童対策地域協議会等の取組を一步出していないという印象がある。アウトリーチしていく視点を入れてほしい。	

パブリックコメント

事項	御意見(要旨)	計画の考え方
5 全般	東京で子育てして良かった、東京で育てて良かった、と思える社会を作ってほしい。	いただいた御意見のような社会を築くため、計画に掲げた「3つの理念」の実現に向けて取り組めます。
6 理念	計画の理念に、「社会全体で子供と子育て家庭を支援する」と明記されており、区市町村にも影響を与えるものと期待。	「社会全体で子供と子育て家庭を支援する」取組を区市町村とも連携しながら進めていきます。

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

計画策定・推進部会(第8回)

事項	御意見(要旨)	計画の考え方
7 1(2) 少子化の背景と要因	少子化の要因分析を精緻に行う必要がある。少子化の直接の要因を未婚化・晩婚化と記載するのは間違いではないが、先進国共通の課題であり、少子化を克服した国もある。冒頭からこうしたことを書くと、未婚化や晩婚化のせいにして、施策に正面から取り組むつもりがないという誤ったメッセージになるのではないか。	少子化の「要因」とともに、「背景」も合わせて記載しています。その上で、第3章において、「背景」を踏まえた施策を具体的に展開していくことにしています。

パブリックコメント

事項	御意見(要旨)	計画の考え方
8 1(6) 仕事と子育ての両立	育児休業の取得者が実際に利用した期間についても掲載すべき。	育児休業取得期間の表を追加しました。

第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開

計画策定・推進部会(第8回)

事項	御意見(要旨)	計画の考え方
9 目標4	一時保護所の数値目標を設けてほしい。	第3章目標4に、「一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。」と加筆しました。

パブリックコメント

	事項	御意見(要旨)	計画の考え方
10	目標1	ゆりかご・とうきょう事業が平成31年度までに62区市町村すべてで実施されることを目標としていることはありがたい。すでに個別の支援体制づくりに着手している区市町村の支援となっており、区市町村計画に記載のない自治体にも何らかの指導をする予定はあるか。都内の区市町村で格差が生じないようにしてほしい。	62区市町村全てで実施できるよう区市町村の積極的な取り組みを促していきます。
11	目標1	「妊娠・出産に関する正しい知識の普及」の中に、出産後の知識(女性の体のことや新生児のことなど)も含めてほしい。産後、復帰に向けての取り組みについても知識の普及が必要。保育園の申請方法、入れない場合の別の手立てなども事前にリスクとして知っておく必要がある。 また、男性も産後・育児の当事者になるような仕組み(産後8週男性が育休を取得していると保育園入園の基準点に加点があるなど)を作るとよいのでは。	区市町村では、母子健康手帳の配布や両親学級等を通じて知識の普及を行っています。また、都も「父親ハンドブック」の発行等により啓発を行っています。施策に対する御要望と受け止め、区市町村のさらなる取り組みを促していきます。
12	目標1	子供の心身の発達に重要な遊びに関する記述がない。プレーパークを乳幼児支援や放課後支援とつなげる横断的な取り組みを期待する。	都では子供家庭支援区市町村包括補助などでプレイパーク等の事業を行う区市町村を支援する仕組みを整えています。施策に対する御要望と受け止め、今後も区市町村のさらなる取り組みを促していきます。
13	目標1	出産後のママ友のピア・サポートが子育て支援のキープポイントである。同じ立場の人から共感されることにより、日頃のうっぷんが発散され、虐待防止もつながる。妊娠期から冊子等でピア・サポートの啓発を行ったり、面倒見の良い方に個別に協力を要請するのもよい。	都では子供家庭支援区市町村包括補助などで出産後のピアサポートなどの子育て支援事業を行う区市町村を支援する仕組みを整えています。施策に対する御要望と受け止め、今後も区市町村のさらなる取り組みを促していきます。
14	目標1	「一時保育事業の拡充支援」を明記すべき。育児疲れ、虐待を防止するためにも、必要な気軽にいつでも利用できる場所が増えるよう支援してほしい。ニーズに応じてではなく、親が地域に頼ることができる環境を積極的に作っていくべき。また、具体的な支援数の数値目標等のトレースや情報公開を、都の責任において実施することを記載すべき。	多様なニーズに対応した保育サービスがすべての区市町村で提供されることを目標に掲げています。
15	目標1	「子供家庭支援センターを中心に」とあるが、子供と女性が集える場所としては機能していない。文中に「子育て支援NPO」を追記してほしい。子育て支援NPOがセンターの補完でなく、役割を担うことにより、センターの業務負担を減らすとともに、民間の知恵やノウハウも活用できる。	子供家庭支援センターは、子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、区市町村のネットワークの中心的な役割を担っています。都は、その機能を十分に発揮できるよう区市町村を支援していきます。また、地域の子育て支援においてNPOの活動は効果的であることから、NPOと子供家庭支援センターが十分連携できるよう働きかけていきます。NPO等の役割やNPOとの連携については第5章に記載してあります。
16	目標1	東京都と区市町村の子育て関連対応窓口の一覧表を作り、各子育て家庭に配布すべき。また、窓口の職員には、相談に対応できるよう専門職を置くべき。	各区市町村においては都や区市町村の窓口一覧表などを作成し妊娠届出時に母子バッグに入れ配布等しています。都でも冊子やホームページ等で子育て関連対応窓口を周知しています。全ての区市町村に対し、必要な子育て支援サービスを円滑に利用できるようにするための利用者支援事業の実施を働きかけていきます。
17	目標1	子育て支援というと、自分から求めて支援センターに足を運ぶことが多いように思うが、大型スーパー等に支援センターをつくれば、より多くの人気が気軽に利用できるのではないか。	御要望と受け止めます。
18	目標1	アレルギーの表記があったが、この文章だと、食物だけに受取れてしまう。アレルギーは、食物だけに限らず、化学物質も入るので、「アレルギー全般」と表記するなど工夫が欲しい。	化学物質対策については、目標5において取り組むことにしています。

19	目標1	子供や妊産婦・保護者等の健康を受動喫煙の危害から守るため、普及啓発や条例等による義務付けなどの取組も必要。	受動喫煙防止に向けた普及啓発については、区市町村が実施する両親学級等において行われています。都の取組としては、HP等での都民への普及啓発をはじめ、中学生用リーフレットの作成・配布等を実施しています(目標3)。また、飲食店等や職場の環境を整備するための取組支援を行っています。
20	目標1	子供の健やかな育ちのためには、タバコの煙にさらされない事が必須である。計画に「親への禁煙指導」「無煙環境の整備」を加えてほしい。また、子供に接する保護者や保育士、教員等の指導が必要不可欠である。	
21	目標1、2	子育て家庭は、少しでも安く、長く、預けることができる場所を探している。ファミリー・サポート・センターは利用に制約が多い。子供を預けたい人と預かれる人が公式なSNS等で交流できる制度を提案する。子育て家庭同士の交流等になる。	御提案の内容は、保育の質の確保が課題となると考えます。
22	目標2	保育所の待機児童数の計算方法を都内で統一するとともに、情報公開を義務付けるべき。平成28年4月の待機児童数を区に問い合わせたが、回答が得られなかった。	待機児童の定義は厚生労働省が示しており、これに基づいて各区市町村が集計しています。こうして得られた待機児童数を、都は毎年、集約し、公表しています。
23	目標2	東京都の認証保育所における子育て支援はとても助かっている。興味のある各市区町村認可の保育園でも同様のシステムや教育を学ぶ機会を与えてみてはどうか。	都は、今後とも、多様な保育サービス事業者の質の向上に向けた取組を促進していきます。
24	目標2	「乳幼児の重要性や特性を踏まえた高い教育・保育を確保」とあるが、現在は待機児童対策のため、子供をぎゅうぎゅう詰めにしている。子供の怪我の予防が第一になり、「発達や特性」は二の次になるなど、保育士のストレスは増える一方である。有識者だけでなく、現場の声も反映させると、より現実的な計画となる。	計画の策定に向けて、子育て中の都民、幼稚園、保育園などの事業者、学識経験者、区市町村代表から成る東京都子供・子育て会議において議論していただいているほか、このパブリックコメントを通じ、都民の声を計画に反映させています。
25	目標2	平成29年度末までに待機児童を解消するとあるが、それまでの期間の待機児童についても早急に対応すべき。待機児童の解消に貢献する施策を、積極的にあらゆる区市町村で実施できるよう都がサポートすべき。認可保育園に入れるがために、早期の職場復帰を区役所で平然と勧められる現状は、非常に不自然。	待機児童が早期に解消されるよう、都は様々な支援策を講じ、区市町村の保育サービス拡充に向けた取組を加速させていきます。
26	目標2	計画における保育の受け皿確保は、認可保育所の増設を基本に。認可保育所の増設こそが、待機児童解消のもっとも効果的な対策である。	地域の実情に応じた保育サービスの拡充を進める区市町村や事業者を支援していきます。
27	目標3	中学・高校の頃から、男女ともに、妊娠、不妊、子育て等について正しい知識を学ぶ機会を設けるとともに、実際に赤ちゃんやママにじかに触れ、子供をもつことの「重み・責任」について考えさせる機会が必要。	都立高校においては、生徒が乳幼児と触れ合うなど、保育体験活動を実施しており、今後とも、その活動を充実させていきます。
28	目標3	いじめ問題解決の具体的な施策が見えない。現在のいじめは悪質さが増し、犯罪を構成する場合が多々見受けられる。警察や法律の専門家への通報・相談システムの確立も早急に検討願いたい。	東京都教育委員会では、国の「いじめ防止対策推進法」及び都の「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえ、平成26年7月に「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定しました。この対策では、教員の指導力の向上と組織的対応、子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す、いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり、保護者・地域・関係機関との連携、の4つをポイントとしており、警察や児童相談所等との連携・協力のあり方や、いじめの早期発見を目的としたスクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を対象とした全員面接、「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ防止カード」の活用などの具体的な取組を提示しました。
29	目標3	子供の安全を最優先に考え、小学校の集団登下校を推奨すべき。また、放課後だけでなく、通学前の時間帯への支援も必要。	集団登下校の実施については、地域の実情に応じて、学校が決めることと考えています。都では、これまで、地域で行う見守り活動の支援を行ってきました。さらに、平成26年度から区市町村が通学路に設置する防犯カメラに対する補助事業を開始しました。防犯カメラの設置により、地域の見守り活動を補完・強化し、通学路における児童・生徒の安全確保を図っていきます。

30	目標3	現在、小学校と学童クラブは連携していない。子供の危険回避のため、移動が少なくなるよう、すべての学童クラブを放課後子供教室に切り替えていくべき。子供の誘拐や子供がかかわる時間は下校時間にもっとも多く行っている。移動する距離、時間が少なければ、事件に関わる機会が減る。	国は「放課後子ども総合プラン」において、学童クラブの小学校敷地内への設置を進めています。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化する取組を進めています。都もこのプランを踏まえ、区市町村における学校内への学童クラブの設置促進等を支援していきます。
31	目標3	中高生世代の居場所について触れられていない。グローバル化、社会貢献の必要性が言われている中において、部活動だけでなく、何かあった時に中高生世代が相談できたり、悩みを話したりすることができる、安心して集える場所を整備すべき。そうした居場所を提供する民間団体に対し、財政面や制度面からのサポートをして欲しい。	都では、子供家庭支援区市町村包括補助において、区市町村に対し「中高生向けの施設整備」の推進を支援しています。いただいたご意見も踏まえ、区市町村の積極的な取り組みをさらに促していきます。
32	目標3、4	社会的養護の機能をもつ学童クラブを提案する。虐待などにあっている子供が、夜、家に居られない時に、安心して眠れる場所。24時間空いていて、いつでもだれでも迎え入れられる場所が各市区町村に1つくらいあっても良いのでは。そこから、虐待の発見や福祉にもつながる。	学童クラブは、就業などにより保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する事業であり、宿泊は想定していません。子供の安全確保の観点から、子供への虐待の可能性がある場合などは一時保護を行うこととなります。また、区市町村においては養育に特に支援が必要な家庭の児童に対して、より手厚い支援を行う「要支援家庭を対象としたショートステイ事業」（目標4）を平成27年度から開始いたします。
33	目標4	児童虐待についても、警察や消防と同じような通報システムが必要。法令を整備し即応体制をとらなければ、不幸な事件はなくなる。	児童相談所に迅速に通告・相談ができるようにするため、国の平成26年度補正予算に、全国共通ダイヤルの3桁化が盛り込まれています。
34	目標4	児童相談所の一時保護の処遇改善をお願いしたい。職員の増員、個室化、保護委託先の増加など、傷ついた子ども達が、「逃げたい」と思ったときに、安心して逃げられる場所を確保してほしい。	子供たち一人一人の状況を踏まえて適切に援助していきます。
35	目標4	児童発達支援事業における延長加算について、保護者の就労や兄弟の都合等による利用を認めるよう要望する。	
36	目標4	重症心身障害児の判定を、医療的ケアが必要な子供も対象となるよう、大島分類ではなく、現在の重症心身障害児の実態に則した基準で判定するよう要望する。	御要望と受け止めます。
37	目標4	児童発達支援の延長加算は、営業時間の前後に療育を行うことが児童の発達にとって必要と認められなければ対象とならず、実際に取得することは難しい。保護者の就労や兄弟の都合等による利用を認めるよう要望する。	
38	目標4	障害者自立支援法は障害者総合支援法と名前が変わると共に、目的・基本理念が改正されている。障害や疾病に対する自立と言う文言や、職業教育の充実に重きを置いた施策は、旧態依然とした障害者施策であり、時代の流れに逆行する。 また、「様々な子供・子育て支援策において」(P8)に含まれているかもしれないが、記載の文章では全体の中での障害児への支援というより、個別に障害児へ支援するように受け取られる。共生社会・ノーマライゼーションの理念を前面に押し出し、「障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら…」等、障害の無い子供と、障害のある子供とのかかわりを含めた記載を検討してほしい。	目標4において、「様々な子供・子育て支援策において障害児の受入れを進める」との記載に加えて、「障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める」旨を記載しました。
39	目標4	アレルギー児や障害児だけでなく、慢性疾患を抱える子供にも目を向けて欲しい。	慢性的な疾病を抱える児童への支援については、目標4に記載しています。
40	目標5	共働きの場合、子供が小さいうちは多少給料が下がっても、働きつづけられることが大事。まずは会社の意識を変え、正社員だけでなく、契約社員等も、個人の選択で時短勤務が取得できるシステムが実現すれば、2人目、3人目を考える余裕もできる。	都は、従業員がいきいきと働き続けられる職場の実現に向け、多様な勤務形態の導入や仕事と子育ての両立支援策など、優れた取組を実施する中小企業を「東京ワークライフバランス認定企業」として認定して広く公表し、ワークライフバランス推進の社会的気運醸成を図っています。

41	目標5	学校周辺の防犯カメラの設置は早急に実施し、あわせて子供が犯罪に巻き込まれやすい公園等への設置も検討してほしい。また、登下校時の見守り体制づくりも必要。	都は、町会等の防犯カメラに加えて、今年度から新たに、公立小学校の通学路における防犯カメラの設置を促進しています。また、子供を見守るボランティアリーダーの育成など、ボランティア活動の推進を図っています。
42	目標5	近年増えている重大な自転車事故については、学校・警察による教育の徹底による予防に加え、事故を起こした後の相談体制を自治体で充実していくことも重要になる。	自転車の安全利用に向けて、地域や学校等での交通安全教室の開催や、様々な媒体を活用した広報、リーフレットの作成・配布などにより、普及啓発を推進します。 なお、交通事故に関連する様々な相談に応じるため、都庁内に常設の東京都交通事故相談所を設け、専門相談員が弁護士の助言を受け相談を行っています。

第4章 子供・子育てを担う人材の確保・資質の向上

パブリックコメント

	事項	御意見(要旨)	計画の考え方
44	4 保育	保育園が急増する中、保育士の質が問題になっている。保育に関わりたいという思いをまず尊重し、採用のハードルは低くする。そして都は新人研修に重きをおくべき。	採用方針は、実際に雇用するそれぞれの保育事業者が決めるものです。都は、保育従事者を対象とした研修を実施しているほか、区市町村や事業者が行う研修を支援しています。
45	4 保育	保育士の処遇改善はありがたいが、それに見合うだけの専門性が確保されるかは、各人や各園の取組により差がある。保育士の資質の向上が計画に盛り込まれているが、具体的な策が示されておらず残念。園レベルで任されるべきところもあるが、自治体が積極的に関与して保育士の資質が向上されていくような仕組みを作ってほしい。	保育従事者を対象とした研修を実施しているほか、区市町村や事業者が行う研修を支援しています。

第5章 子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

計画策定・推進部会(第8回)

	事項	御意見(要旨)	計画の考え方
46	6 進捗状況の評価・公表	評価の指標づくりや年1回の会議での点検評価をどのように行うのか、ざっくりとした内容になっている。	利用者の視点に立った指標を設定していくため、来年度の東京都子供・子育て会議計画策定・推進部会で議論していただく予定です。
47	6 進捗状況の評価・公表	次世代行動計画の評価・分析をみると、達成していないことや効果が上がらなかったことが見えづらい。わかりやすい見せ方でないと、都民は評価できない。	
48	6 進捗状況の評価・公表	数字にしにくい質に関する取組や、5つの視点を取り入れて事業を実施できたかということについても評価方法を工夫してほしい。	
49	6 進捗状況の評価・公表	施策を実施し、支援を拡充することで、出産動向や子育ての動向がどのように変わるのかをフォローし、政策の効果的な手直しに反映させてほしい。	計画の進捗状況の評価を踏まえ、都が実施する施策の改善や、区市町村への働きかけを行っていきます。
50	6 進捗状況の評価・公表	基礎自治体の動向を含め、進捗状況をチェックし、必要であれば都から働きかけていただきたい。	

パブリックコメント

	事項	御意見(要旨)	計画の考え方
51	1 東京都の役割、2 区市町村の役割	都の役割、区市町村の役割と、それぞれの役割が明確になっていて、とてもわかりやすくてよい。都民への周知啓発も、よろしく願います。	本計画については、東京都福祉保健局ホームページに掲げるほか、印刷した冊子に係関係関等に配布し、広く都民に周知していきます。

その他

計画策定・推進部会(第8回)

	事項	御意見(要旨)	計画の考え方
52	計画名称	「東京都子供・子育て支援総合計画」又は親しみやすい名称を検討してもらいたい。	「東京都子供・子育て支援総合計画」とします。

パブリックコメント

	事項	御意見(要旨)	計画の考え方
53	ネットワークの支援	支援の連携を打ち出していることは評価できるが具体的な施策は市町村任せということか。子供の発達に着目した切れ目のない支援と同時に、ネットワークの支援が必要。都が(区市町村の)担当課をつなげるようなモデル事業を立ち上げ、リーダーシップを発揮して推進していかないと、地域格差が生じると危惧する。	子供・子育て支援新制度の実施主体は区市町村となっています。都は、区市町村の母子保健や子供家庭支援センターの担当者連絡会を開催しています。都として、区市町村のさらなる取り組みを促していきます。
54	税制	親と子育て夫婦が同居している世帯について、子供の教育が終わるまで、住宅の固定資産税や住民税の控除もしくはは免除をしてはどうか。将来懸念される空き家対策をはじめ、親世代の孤独死防止等、子育て問題に限らず複数のメリットがある。	税制については、様々な側面から公平性等に配慮した専門的な検討が必要であり、本計画に位置付ける予定はありません。
55	行政窓口	子供、子育てを担当する部署には、子育て経験者が多い方がよい。施策の実施や窓口対応に当たっては、立場を自分に置き替えて、考えてからにしてほしい。	常に「子供と子育て家庭からの立場からの視点」に立って計画を推進していくことを、本計画の視点 に掲げています(第1章)。
56	子供の声	昨今、子供の声が騒音か否かが話題になっているが、未就学児だけでなく、せめて低学年の子供の声も騒音とせず、地域で温かく見守り、地域で子供を育てていく姿勢を、行政からも仕向けて欲しい。「心と体の健やかな成長を目指し」という趣旨の文言を随所に入れてほしい。	本計画では、目標5に「子供たちをすこやかに育む基盤の整備」を掲げており、様々な取組を通じて、社会全体で子育てを応援する機運を醸成していきます。
57	子供の声	都は「地域全体で子育てをする」という意識づけを地域全体にしてもらいたい。子供を持たない人、子育てを終えた高齢者などに子供の声が騒音だと思ふ人が多く、こうした人々への情報発信について、都がもう一步踏み込んでほしい。子供の声は騒音ではないという条例を制定し、検討経過をオープンにすることで、意識づけの機会になる。	平成27年第1回都議会定例会において、日常生活等に係る騒音の規制基準から子供の声等の適用を除外するなどの内容を盛り込んだ「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正案が審議されています。